

第7回 豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会

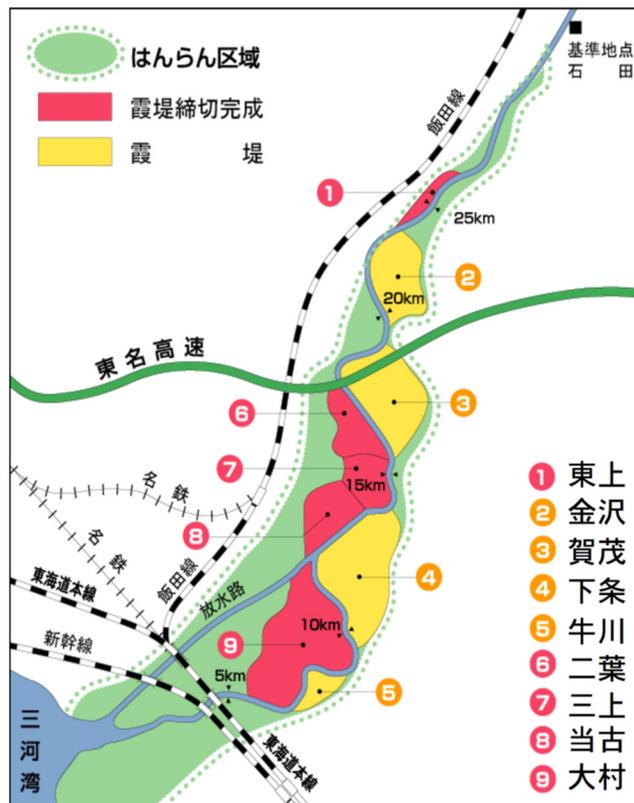
豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画フォローアップ

令和4年1月21日

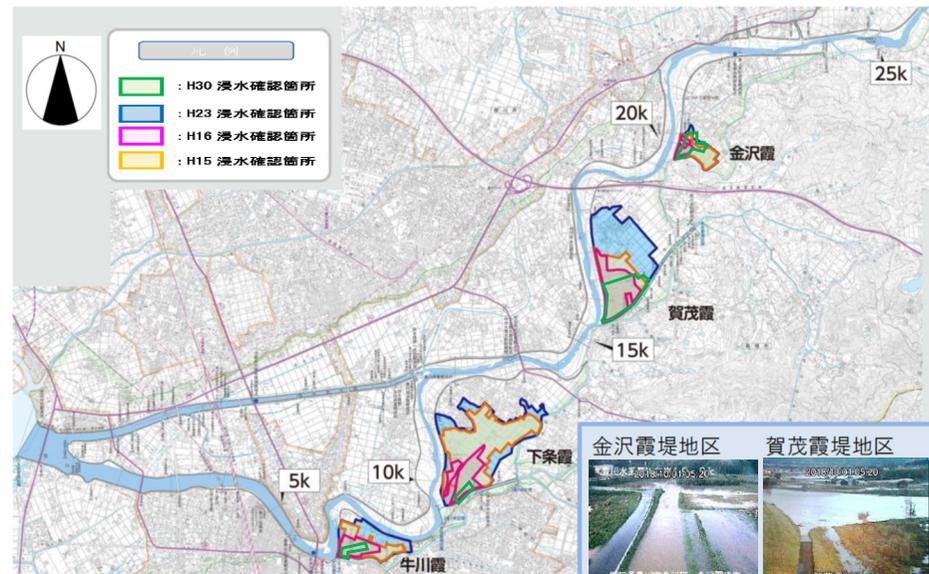
豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会

取組の背景と目的

- 豊川に現存する4つの霞堤地区（金沢、賀茂、下条、牛川）では、昭和40年代から現在までおよそ20回程度（令和2年12月現在22回）、概ね2~3年おきに浸水が発生していると推測されています。
- 豊川霞堤地区における浸水被害の軽減を図るため、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所、愛知県、豊橋市、豊川市、豊川改修期成同盟会、豊川改修促進期成同盟会で構成する「豊川霞堤地区 浸水被害軽減対策協議会」（平成28年1月18日設立）において、「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画」を策定し、小堤等のハード整備や情報提供等のソフト対策の取組を推進していくこととしました。



出典：「豊川の霞堤」



発生月日	発生原因	浸水面積	被害
平成15年8月	台風10号	約300ha	一部損壊2棟、床下浸水5棟
平成16年6月	台風6号	約95ha	一部損壊3棟、床下浸水1棟
平成23年9月	台風15号	約440ha	床上浸水5棟、床下浸水26棟
平成30年10月	台風24号	約46ha	浸水家屋0戸

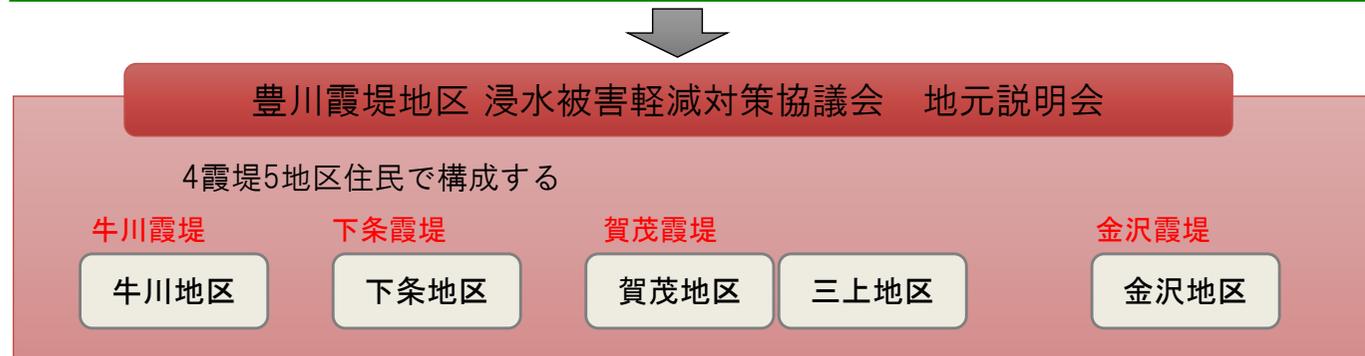
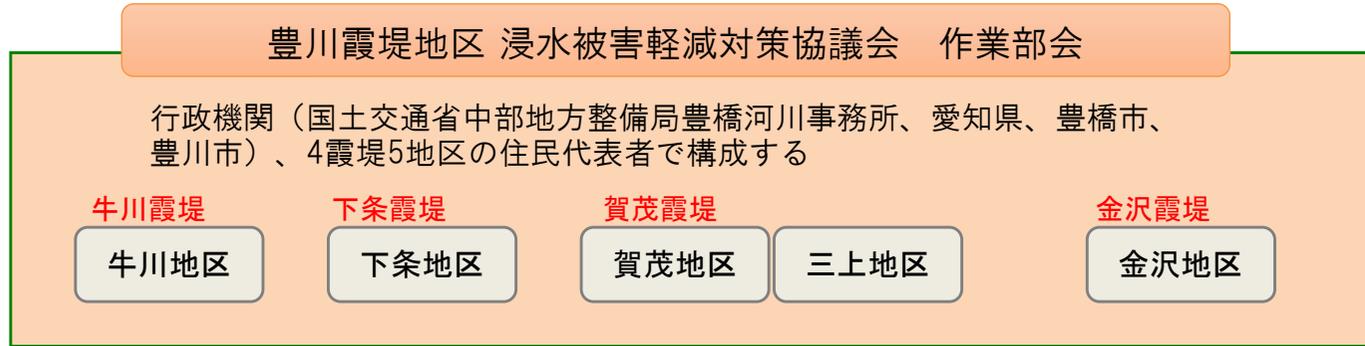
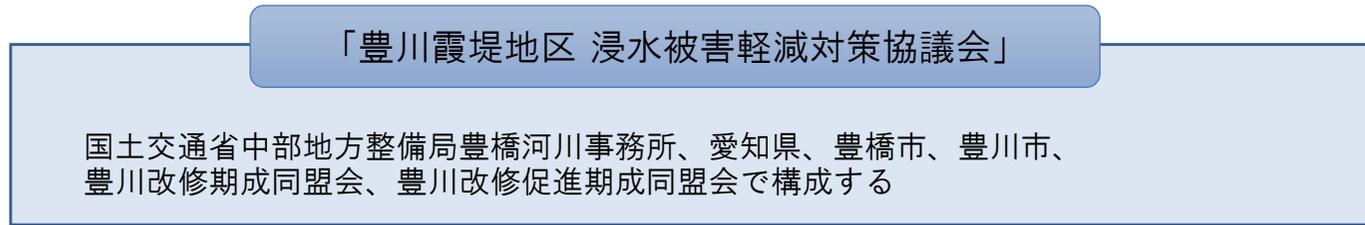
浸水面積及び被害の出典：
平成15年8月洪水、平成16年6月洪水：霞堤地区の浸水痕跡調査
平成23年9月洪水：関係市聞き取り調査



平成30年10月洪水の浸水状況

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画 検討体制

- 「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画」を推進するための体制として、「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策協議会」、「同作業部会」、「同地元説明会」の3つの会議体が設置され、年1回開催し、取組の進捗報告と意見交換を行っています。
- 「作業部会」、「地元説明会」は、4霞堤地区を豊橋市、豊川市のくくりで5地区に分けて開催しています。
 豊橋市：牛川地区（牛川霞堤）、下条地区（下条霞堤）、賀茂地区（賀茂霞堤）
 豊川市：三上地区（賀茂霞堤）、金沢地区（金沢霞堤）



豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画の対策メニュー概要

- 「豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画」に位置付けられたソフト対策は情報提供（雨天時、平常時）、自助・共助・公助による防災対策、他の事業主体との連携の категорияで全11項目、ハード対策は小堤及び関連施設整備です。
- これらのメニューを平成28年度から10か年をかけて、3期に分けて整備していく計画となっています。
- 令和3年度は取組開始から6年目になります。

● : 実施済、▲ : 実施中（令和3年12月現在）

区分	カテゴリ	No.	内 容	事業主体	実施する目標期間			進捗状況
					第1期 (概ね3年以内 :H28~30)	第2期 (概ね5年以内 :R2まで)	第3期 (概ね5~10年以内 :R7まで)	
ソフト対策	I 情報提供 (雨天時)	1	浸水開始水位等の設定	国土交通省	(現 況)	(設 定)	(必要に応じて見直し等)	実施済
		2	CCTVカメラ・簡易水位計等の設置	国土交通省	(設 置)			実施済
		3	メールの配信やアプリによる情報提供	国土交通省・豊橋市・豊川市	(開発・試験運用)	(運 用)	(必要に応じて改修等)	実施済
		4	市HPへ霞堤地区の浸水状況を掲載	豊橋市・豊川市	(試験運用)	(設 置)	(必要に応じて改修等)	実施済
	II 情報提供 (平常時)	5	浸水案内看板等の設置	愛知県・豊橋市・豊川市	(調 整)	(設 置)		実施済
		6	時系列の浸水想定区域図の作成と提供	国土交通省	(作成・提供)			実施済
		7	ハザードマップの作成・公開	豊橋市・豊川市		(作成・公開)		実施済
		8	防災情報の周知(出前講座の実施)	国土交通省・豊橋市・豊川市			(必要に応じて出前講座を実施)	実施済
	III 自助・共助・公助による 防災対策	9	情報伝達訓練の実施	国土交通省・豊橋市・豊川市			(必要に応じてタイムラインの見直し等)	実施済
		10	農機具の待避場や住民の一時避難場所の候補地及び避難ルートを検討	国土交通省・豊橋市・豊川市		(ハザードマップへの反映)		運用中
	IV 他の事業主体との連携	11	建築確認申請時の指導	豊橋市・豊川市			(必要に応じて指導内容の見直し等)	実施済
ハード対策	V 小 堤	12	小堤及び関連施設の設置(排水樋門等を含む)	国土交通省	(用地・設計)	(小堤及び関連施設の設置)		実施中

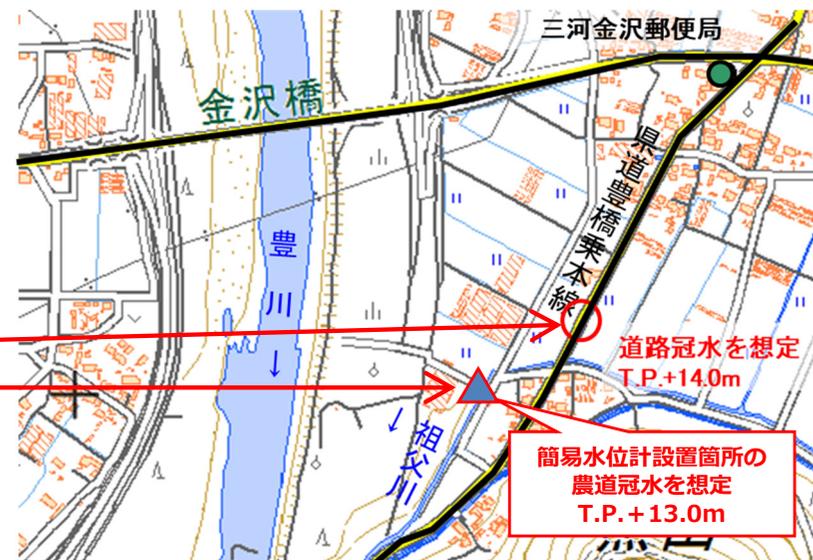
R3

前回協議会以降の主な取り組みの進捗

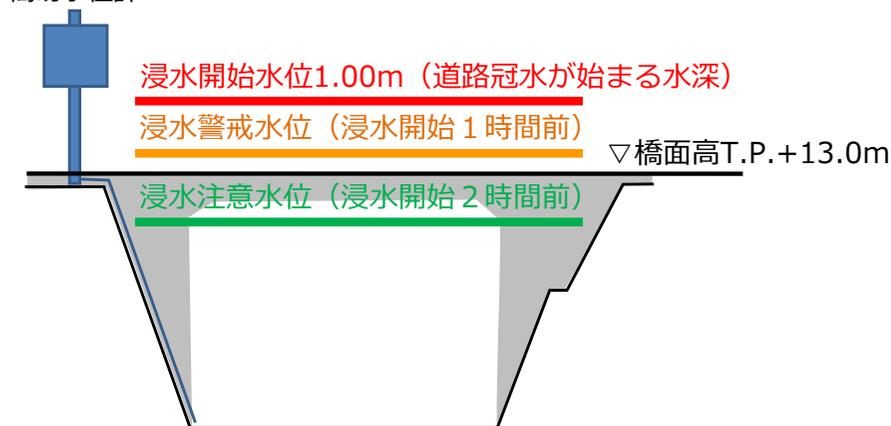
ソフト対策 I - 1 (浸水開始水位等の設定)

- 金沢霞堤地区における浸水開始水位のゼロ点高を県道の冠水が始まるT.P.+14.0mから、簡易水位計設置箇所の農道の冠水が始まるT.P.+13.0mに修正しました。

金沢霞堤地区における浸水開始水位設定箇所と簡易水位計位置



簡易水位計



金沢霞堤内の水位と浸水開始水位の関係のイメージ
 ※ゼロ点高修正後

○金沢霞堤地区における浸水開始水位 (案)

■簡易水位計の水位による浸水開始水位 (案)

名称	浸水開始水位 (回転灯(赤)点灯)	浸水警戒水位 (回転灯(黄)点灯)	浸水注意水位
金沢霞堤内	0.00m (標高T.P.+14.0m)	-0.60m (標高T.P.+13.4m)	-1.40m (標高T.P.+12.6m)

※道路冠水が始まる標高T.P.+14.0mを0.00mとしました。

修正

■簡易水位計の水位による浸水開始水位 (案)

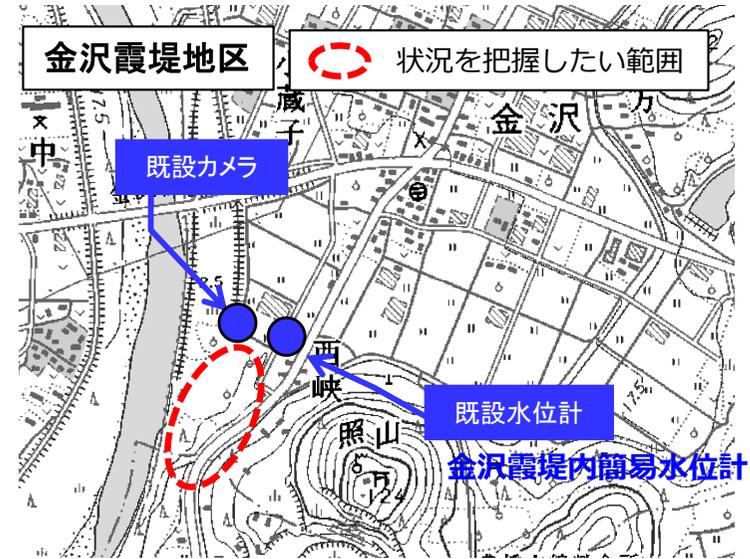
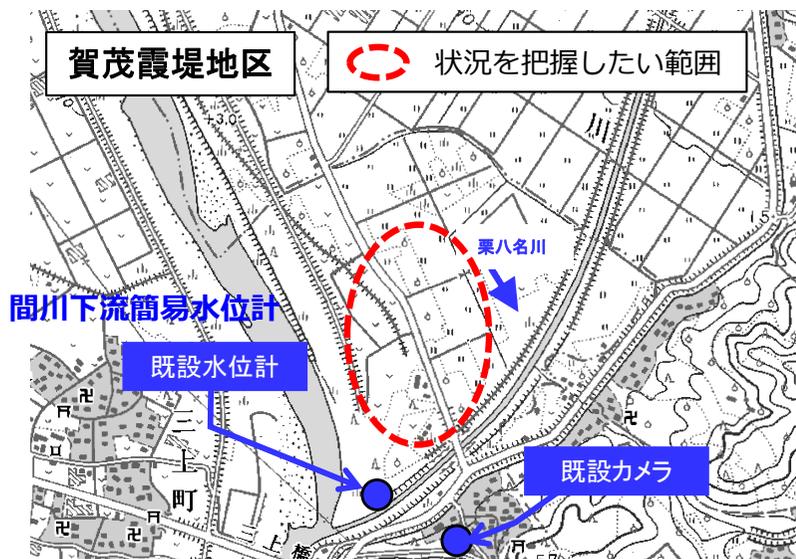
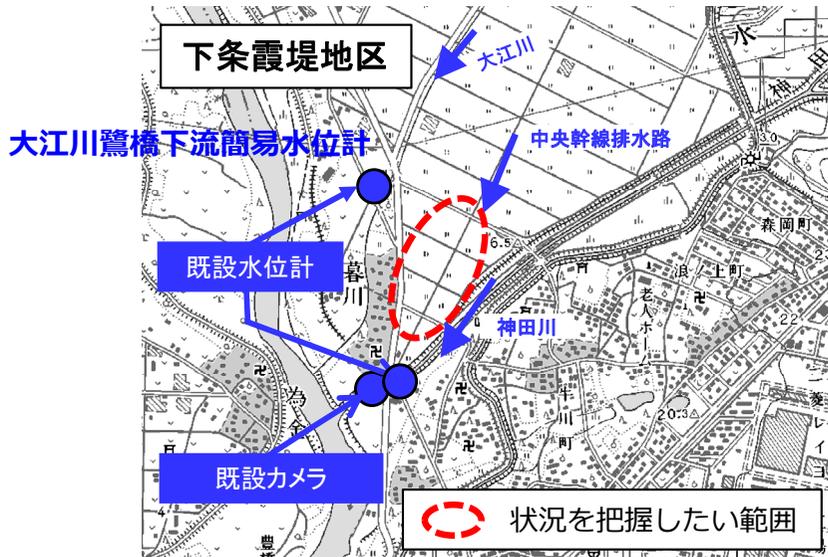
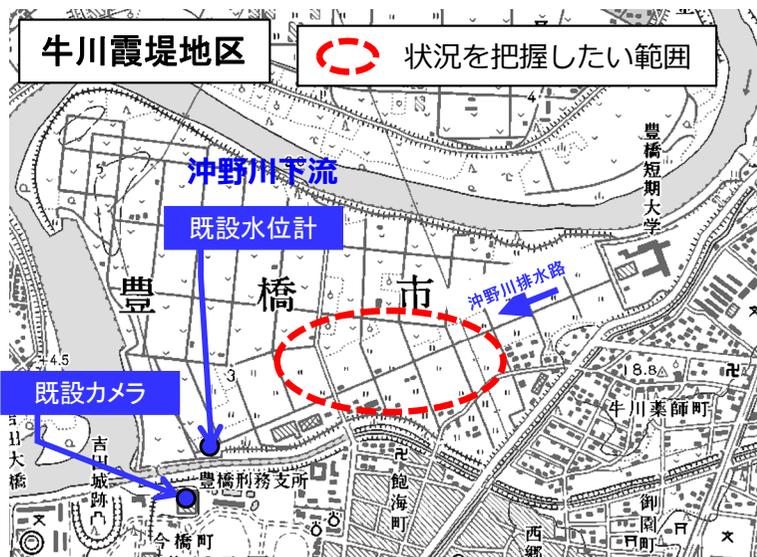
名称	浸水開始水位 (道路冠水が始まる水位)	浸水警戒水位 (浸水開始1時間前)	浸水注意水位 (浸水開始2時間前)
金沢霞堤内	1.00m (標高T.P.+14.0m)	0.40m (標高T.P.+13.4m)	-0.40m (標高T.P.+12.6m)

※農道冠水が始まる高さを0.00mとしました。

前回協議会以降の主な取り組みの進捗

ソフト対策 I - 2 (CCTVカメラ・簡易水位計等の設置)

- 霞堤地区の浸水状況を確認できる様、これまで既設カメラ等で確認できなかった箇所について、簡易カメラの増設、簡易水位計の設置の検討を進めます。



前回協議会以降の主な取り組みの進捗

■ 豊橋市における避難指示等の基準の修正

- 令和3年5月の災害対策基本法の改正内容を反映して、発令する避難情報を以下のように修正しました。
- 令和3年8月出水の際には、高齢者等避難を発令しました。

牛川霞堤地区

避難準備・ 高齢者等 避難開始	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
避難勧告	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
避難指示 (緊急)	豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき



牛川霞堤地区

高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
避難指示	豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
緊急安全確保	豊川及び豊川放水路の破堤・越水情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、2時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき

下条霞堤地区

避難準備・ 高齢者等 避難開始	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
避難勧告	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
避難指示 (緊急)	豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき



下条霞堤地区

高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
避難指示	豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
緊急安全確保	豊川及び豊川放水路の破堤・越水情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、1.5時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき

前回協議会以降の主な取り組みの進捗

■ 豊橋市における避難指示等の基準の修正

- 令和3年5月の災害対策基本法の改正内容を反映して、発令する避難情報を以下のように修正しました。
- 令和3年8月出水の際には、高齢者等避難を発令しました。

賀茂霞堤地区	
避難準備・ 高齢者等 避難開始	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、1時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
避難勧告	豊川及び豊川放水路の氾濫注意情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、1時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき
避難指示 (緊急)	豊川及び豊川放水路の決壊・越水情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、1時間経過して更に同観測所の水位が上昇しているとき



賀茂霞堤地区	
高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、石田水位観測所の水位が4.70mに達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき（1時間後に浸水が開始）
避難指示	豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、石田水位観測所の水位が6.20mに達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき
緊急安全確保	豊川及び豊川放水路の破堤・越水情報が発表され、石田水位観測所の水位が7.40mに達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき

前回協議会以降の主な取り組みの進捗

■ 豊川市における避難指示等の基準の修正

- 令和3年5月の災害対策基本法の改正内容を反映して、発令する避難情報を以下のように修正しました。
- 令和3年8月出水の際には、高齢者等避難を発令しました。

三上霞堤地区

避難準備・ 高齢者等 避難開始	氾濫注意情報が発表され、豊川の石田水位観測所の水位が4.70mに達し、更に水位が上昇している場合
避難勧告	氾濫注意情報が発表され、豊川の石田水位観測所の水位が5.70mに達し、更に水位が上昇している場合
避難指示 (緊急)	豊川の石田水位観測所の水位が6.20mに達し、又は氾濫警戒情報が発表され、更に水位が上昇している場合



三上霞堤地区

高齢者等避難	氾濫注意情報が発表され、豊川の石田水位観測所の水位が4.70mに達し、更に水位が上昇している場合
避難指示	氾濫注意情報が発表され、豊川の石田水位観測所の水位が5.70mに達し、更に水位が上昇している場合
緊急安全確保	豊川の石田水位観測所の水位が6.20mに達し、又は氾濫警戒情報が発表され、更に水位が上昇している場合

金沢霞堤地区

避難準備・ 高齢者等 避難開始	氾濫注意情報が発表され、豊川の石田水位観測所の水位が4.70mに達し、更に水位が上昇している場合
避難勧告	氾濫注意情報が発表され、豊川の石田水位観測所の水位が5.70mに達し、更に水位が上昇している場合
避難指示 (緊急)	豊川の石田水位観測所の水位が6.20mに達し、又は氾濫警戒情報が発表され、更に水位が上昇している場合



金沢霞堤地区

高齢者等避難	氾濫注意情報が発表され、豊川の石田水位観測所の水位が4.70mに達し、更に水位が上昇している場合
避難指示	氾濫注意情報が発表され、豊川の石田水位観測所の水位が5.70mに達し、更に水位が上昇している場合
緊急安全確保	豊川の石田水位観測所の水位が6.20mに達し、又は氾濫警戒情報が発表され、更に水位が上昇している場合

前回協議会以降の主な取り組みの進捗

ソフト対策Ⅲ-9 (情報伝達訓練の実施)

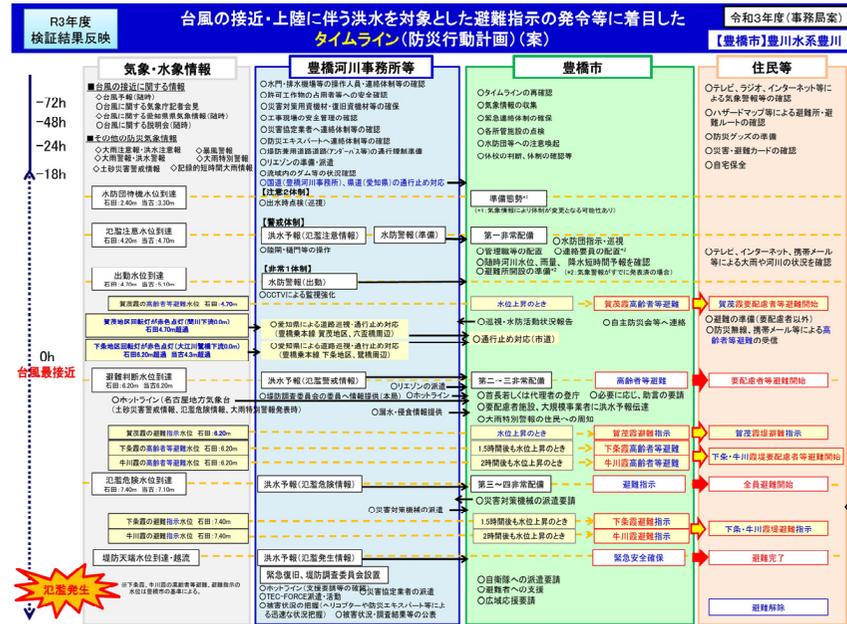
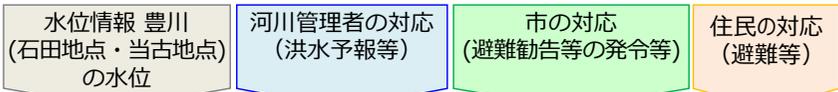
国土交通省・愛知県・豊橋市・豊川市

- 令和3年8月出水時の初期対応を振り返り、タイムラインの検証を行いました。
- 県による県道の通行止めの基準の変更などを反映して、タイムラインの更新を行いました。

- 豊川の洪水時における水防の基準水位に応じた沿川自治体の避難勧告に関する対応は「避難指示着目型タイムライン」に時系列で整理され、豊橋市や豊川市が出水時の対応の参考としています。
- 令和元年度までに4霞堤のそれぞれに簡易水位計が整備され、現地の水位情報の把握と回転灯による周辺地域への浸水の可能性の周知が可能となりました。
- 直近の出水である令和3年8月出水を対象として当時の対応の振り返りと今後の対応の円滑化に向けて、「避難指示着目型タイムライン」の検証会を行い、その結果を反映したタイムラインの更新を行いました。

<タイムライン検証会開催概要>

- 開催日時：令和3年12月8日(水) 10:00~11:30
- 開催場所 豊橋河川事務所 会議室
- 参加者
(河川管理者) 国土交通省豊橋河川事務所
(市) 豊橋市 (Web)、豊川市(Web)
(道路管理者) 愛知県東三河建設事務所 (対面)



結果の反映

●確認した事項

- 豊川の水位上昇及び道路冠水の発生に伴う体制・対応行動
- 県道・市道の通行規制の実施状況
- 県道の通行規制の運用基準の見直し結果の確認
- 高齢者等避難の発令状況
- 回転灯の点灯状況
- 高齢者等避難発令に対する住民の反応

検証結果を反映し更新した「避難指示等に係るタイムライン」

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画フォローアップ

下条地区

■ 愛知県「道路冠水時における道路巡視・通行止対応マニュアル」の改定

道路冠水時における道路巡視・通行止対応マニュアル(令和3年12月一部改定)

2. 対処フロー(通常勤務時・非常配備体制時)

③ (主)豊橋乗本線 下条地区・鷺橋周辺(豊橋市牛川町及び下条西町周辺)

改定前

豊川水位(当古観測所)の水位が
3.50m(避難判断水位)を超過し、
さらに水位上昇が見込まれる場合

次のいずれかに達し、さらに水位上昇が見込まれる場合
当古水位観測所 3.50m(浸水開始1時間前の目安)
大江川鷺橋下流簡易水位計 -1.4m(浸水注意水位)

道路パト・一般住民等からの冠水情報
及び警察・消防等からの通行止依頼

- 冠水箇所及び範囲の特定等
- 冠水深・車両通行の可否の確認等
可能な限り情報を入力

豊川水位は、一人一台パソコンで、
川の防災情報/豊橋河川事務所HPから入手

県:担当者又は非常配備班

- 巡視依頼を行う。
(併せて、通行止準備を要請)

防災安全協定業者(藤城建設)
(道路パト・職員)

※勤務時間内で対応可能
ならば道路パト・職員で対応

- 現地到着後状況報告

入手情報及び気象状況を勘案し
速やかに通行止が必要と判断
した場合。

- 通行止実施を電話指示
- ※道路情報システムに通行止情報入力
- ※道路維持課へ連絡
- ※関係機関へ通行止の周知連絡

防災安全協定業者(藤城建設)

(備考)看板等器材・鍵は業者保管済

通行止措置開始

- 通行止措置完了時点で県へ報告
- 交通安全上の問題が発見され
た場合、県にその都度連絡し、
指示を仰ぎ対応。
- 冠水が解消された時点で県へ連絡
- 県からの完了指示があるまで
通行止継続

県:担当者又は非常配備班

協定業者からの冠水解消及び
通行支障なしの連絡確認の上、
気象状況を勘案し、通行止解除
指示を電話連絡する。

通行止解除

- ※道路情報システムに通行止解除情報入力
- ※道路維持課へ連絡
- ※関係機関へ通行止解除の周知連絡

改定前

- 速やかな通行止めの実施の判断基準
- ・回転灯(豊橋河川事務所設置)が赤色点灯。
赤色点灯 浸水開始水位(道路冠が始まる水位)
- 黄色点灯 浸水警戒水位(浸水開始1時間前)
- ・降雨状況から今後更に雨量が見込まれる。
- ・既に車両が立ち往生している。
- ・警察消防等からの通行止め要請。 …等

- 速やかな通行止めの実施が不要の判断基準
- ・入手情報が冠水の可能性ありの情報でまだ冠水し
ていない。 …等

※基本的には通行止の対応で行動し、現地状況を確認し
県と協議の上、実施する。

- 速やかな通行止めの実施の判断基準
- ・回転灯(豊橋河川事務所設置)が赤色点灯。
赤色点灯 浸水開始水位 大江川鷺橋下流 0.0m
- 黄色点灯 浸水警戒水位 大江川鷺橋下流 -0.6m
- ・当古水位観測所 4.3mを超過。
- ・石田水位観測所 6.2mを超過。
- ・降雨状況から今後更に雨量が見込まれる。
- ・既に車両が立ち往生している。
- ・警察消防等からの通行止め要請。 …等

- 速やかな通行止めの実施が不要の判断基準
- ・入手情報が冠水の可能性ありの情報でまだ冠水し
ていない。 …等

※基本的には通行止の対応で行動し、現地状況を確認し
県と協議の上、実施する。

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画フォローアップ

■ 愛知県「道路冠水時における道路巡視・通行止対応マニュアル」の改定

道路冠水時における道路巡視・通行止対応マニュアル(令和3年12月一部改定)

賀茂・三上地区

改定前

豊川水位(石田観測所)の水位が
3.60m(避難開始水位)を超過し、
さらに水位上昇が見込まれる場合

2. 対処フロー(通常勤務時・非常配備体制時)

④ (主)豊橋乗本線 賀茂地区・六盃橋周辺(豊川市三上町及び賀茂町周辺)

次のいずれかに達し、さらに水位上昇が見込まれる場合
石田水位観測所 3.60m(浸水開始1時間前の目安)
間川下流簡易水位計 -2.4m(浸水注意水位)

道路パト・一般住民等からの冠水情報
及び警察・消防等からの通行止依頼

豊川水位は、一人一台パソコンで、
川の防災情報/豊橋河川事務所HPから入手

○冠水箇所及び範囲の特定等
○冠水深・車両通行の可否の確認等
可能な限り情報を入手

県:担当者又は非常配備班

○巡視依頼を行う。
(併せて、通行止準備を要請)

入手情報及び気象状況を勘案し
速やかに通行止が必要と判断
した場合。

防災安全協定業者(落合組)
(道路パト・職員)

※勤務時間内で対応可能
ならば道路パト・職員で対応

○通行止実施を電話指示
※道路情報システムに通行止情報入力
※道路維持課へ連絡
※関係機関へ通行止の周知連絡

○現地到着後状況報告

防災安全協定業者(落合組)

(備考)看板等器材・鍵は業者保管済

通行止措置開始

●通行止措置完了時点で県へ報告
●交通安全上の問題が発見され
た場合、県にその都度連絡し、
指示を仰ぎ対応。
●冠水が解消された時点で県へ連絡
●県からの完了指示があるまで
通行止継続

県:担当者又は非常配備班

協定業者からの冠水解消及び
通行支障なしの連絡確認の上、
気象状況を勘案し、通行止解除
指示を電話連絡する。

通行止解除

※道路情報システムに通行止解除情報入力
※道路維持課へ連絡
※関係機関へ通行止解除の周知連絡

改定前

○速やかな通行止めの実施の判断基準
・回転灯(豊橋河川事務所設置)が赤色点灯。
赤色点灯 浸水開始水位(道路冠が始まる水位)
黄色点灯 浸水警戒水位(浸水開始1時間前)
・降雨状況から今後更に雨量が見込まれる。
・既に車両が立ち往生している。
・警察消防等からの通行止め要請。 ...等

○速やかな通行止めの実施が不要の判断基準
・入手情報が冠水の可能性ありの情報でまだ冠水し
ていない。 ...等

※基本的には通行止の対応で行動し、現地状況を確認し
県と協議の上、実施する。

○速やかな通行止めの実施の判断基準
・回転灯(豊橋河川事務所設置)が赤色点灯。
赤色点灯 浸水開始水位 間川下流 0.0m
黄色点灯 浸水警戒水位 間川下流 -1.2m
・石田水位観測所 4.7mを超過。
・降雨状況から今後更に雨量が見込まれる。
・既に車両が立ち往生している。
・警察消防等からの通行止め要請。 ...等

○速やかな通行止めの実施が不要の判断基準
・入手情報が冠水の可能性ありの情報でまだ冠水し
ていない。 ...等

※基本的には通行止の対応で行動し、現地状況を確認し
県と協議の上、実施する。

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画フォローアップ

金沢地区

■ 愛知県「道路冠水時における道路巡視・通行止対応マニュアル」の改定

道路冠水時における道路巡視・通行止対応マニュアル(令和3年12月一部改定)

改定前

豊川水位(石田観測所)の水位が5.30m(避難開始水位)を超過し、さらに水位上昇が見込まれる場合

改定前

- 速やかな通行止めの実施の判断基準
 - ・回転灯(豊橋河川事務所設置)が赤色点灯。
赤色点灯 浸水開始水位(道路冠が始まる水位)
 - ・黄色点灯 浸水警戒水位(浸水開始1時間前)
 - ・降雨状況から今後更に雨量が見込まれる。
 - ・既に車両が立ち往生している。
 - ・警察消防等からの通行止め要請。 …等
- 速やかな通行止めの実施が不要の判断基準
 - ・入手情報が冠水の可能性ありの情報でまだ冠水していない。 …等
- ※基本的には通行止の対応で行動し、現地状況を確認し県と協議の上、実施する。

2. 対処フロー(通常勤務時・非常配備体制時)

⑤ (主)豊橋乗本線 金沢地区(豊川市金沢町周辺)

次のいずれかに達し、さらに水位上昇が見込まれる場合
石田水位観測所 5.30m(浸水開始1時間前の目安)
金沢霞堤内簡易水位計 -1.4m(浸水注意水位)

豊川水位は、一人一台パソコンで、川の防災情報/豊橋河川事務所HPから入手

道路パト・一般住民等からの冠水情報及び警察・消防等からの通行止依頼

- 冠水箇所及び範囲の特定等
- 冠水深・車両通行の可否の確認等可能な限り情報を入手

県:担当者又は非常配備班

- 巡視依頼を行う。(併せて、通行止準備を要請)

防災安全協定業者(岡田建設)
(道路パト・職員)

※勤務時間内で対応可能ならば道路パト・職員で対応

- 現地到着後状況報告

入手情報及び気象状況を勘案し速やかに通行止が必要と判断した場合。

- 通行止実施を電話指示
- ※道路情報システムに通行止情報入力
- ※道路維持課へ連絡
- ※関係機関へ通行止の周知連絡
- 豊川市へ交差市道の規制を依頼

防災安全協定業者(岡田建設)

(備考)看板等器材・鍵は業者保管予定

通行止措置開始

- 通行止措置完了時点で県へ報告
- 交通安全上の問題が発見された場合、県にその都度連絡し、指示を仰ぎ対応。
- 冠水が解消された時点で県へ連絡
- 県からの完了指示があるまで通行止継続

県:担当者又は非常配備班

協定業者からの冠水解消及び通行支障なしの連絡確認の上、気象状況を勘案し、通行止解除指示を電話連絡する。

通行止解除

- ※道路情報システムに通行止解除情報入力
- ※道路維持課へ連絡
- ※関係機関へ通行止解除の周知連絡

前回協議会以降の主な取り組みの進捗

ソフト対策Ⅲ-10（農機具の待避場や住民の一時避難場所の候補地及び避難ルートを検討）

- 金沢地区では、農機具避難場所について、豊川市が地域の方々と連携して場所を確保するようにしました。令和3年度内に整備完了予定です。

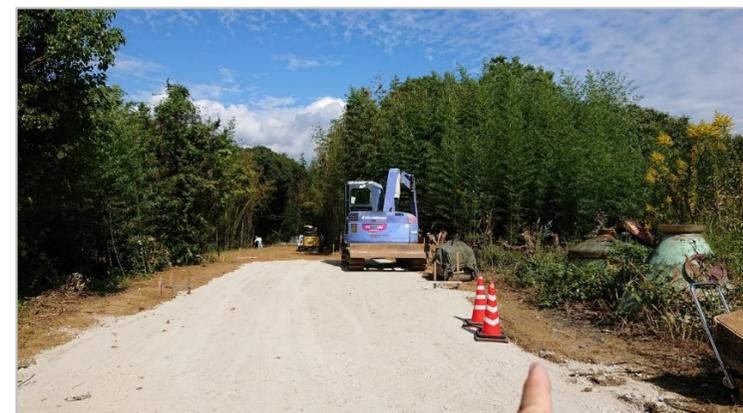
◆取組箇所



着手前



整備状況 令和3年10月



◆取組内容及び効果

農機具退避所の設置工事は、浸水時において高台の位置へ避難場所を確保し、約500m²の場内舗装を行い、入り口幅4m、盗難防止用フェンスを外周に設置します。

- 農機具退避所は、金沢地区の昭和44年の洪水規模（破堤なし）の浸水想定範囲より外れた位置に設置します。

前回協議会以降の主な取り組みの進捗

ハード対策V-12 (小堤及び関連施設の設置 (排水樋門等を含む))

- 各霞堤地区において用地取得を進めています。
- また、小堤及び関連施設整備を推進しており、小堤・排水樋門の詳細設計を行っています。



小堤及び関連施設整備イメージ図

豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画フォローアップ

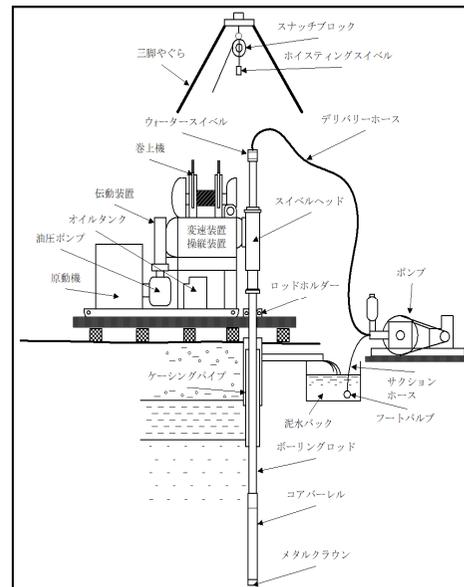
令和3年度実施内容

令和3年度は賀茂地区の樋管設計を行うための地質調査（ボーリングおよび室内試験）を行い、設計を進めるとともに、下条地区の樋管設計業務を行っています。



- 賀茂地区
 - ・地質調査
 - ・樋管設計
- 下条地区
 - ・樋管設計

地質調査(ボーリング装置)



作業状況

■地質調査（令和3年度）



賀茂地区 地質調査状況